

- 1 市窓口サービス時間の変更について
- 2 焼却炉の運営管理について
- 3 脳梗塞有効薬の使用件数から見た医療体制について

○7番（小暮博志） 次に、3つの件に関しまして質問させていただきます。

1件目は、市窓口サービス時間の変更について、2件目は焼却炉の運営管理について、3件目は脳梗塞有効薬の使用件数から見た医療体制についてであります。この中には、今までの一般質問で触れられている点も含まれておりますが、よろしくお願いたします。

まず、1件目の市窓口サービス時間の変更についてであります。平成21年第7回定例議会で勤務時間の短縮が議決され、平成22年4月1日から1日8時間から7時間45分となり、終了時間も5時30分から5時15分と早まることになりました。そのことによりまして、行政サービスの低下が危惧されました。そのような問題に対し、行政経営部長から、現在複数の窓口で毎週金曜日に7時まで延長しており、延長時間を拡大する方向で検討していきたいとの答弁もありました。

この勤務時間の短縮に対しまして、他の市が窓口のサービス時間をどのようにしているか調べてみました。隣の足利市では、昨年10月より勤務時間の短縮を行う一方で、市民と接する窓口では毎日午後7時まで延長を始めました。その他、宇都宮市、小山市や栃木市でも、窓口を毎日午後7時まで開設しておりました。

前回の繰り返しになってしまいますが、勤務時間の時短は、平成20年8月に人事院の公務員の給与及び勤務時間の改定の勧告により行われるものであります。勧告では、給与については月例給と特別給の双方について公務員と民間の水準がほぼ均衡していることから、これらの改定は行わないことになりました。勤務時間については、民間企業の所定労働時間との均衡を図る観点から、1日当たり8時間を7時間45分に改定する勧告がなされました。

実施に当たって、人事院総裁が談を述べており、「その実施に当たっては、これまでの行政サービスを維持し、かつ、行政コストの増大を招かないことが基本であると認識しています。そのためには、組織全

体として、公務の能率的な運営を最大限確保するように業務運営の在り方を見直していかなければならないと考えます」とあります。この勧告によりまして、国家公務員は平成21年4月1日より勤務時間の短縮を実施しております。佐野市でも、ことしの4月1日より勤務時間の短縮が実施され、終了時間が早くなります。15分早くなりますので、従来の金曜日のほかに、水曜日午後7時まで窓口サービス時間を延長すると伺っております。こうなりますと、月曜、火曜、木曜日に利用する市民は、少し不便になるのではないかと思います。

そこで、質問ですが、佐野市の窓口サービス時間を毎日午後7時まで行わない理由をお聞かせいただきたいと思っております。そして、そのようなことで、人事院で指摘しているように行政サービスの維持ができるのか、見解をお聞きいたします。

次に、焼却炉の運営管理についてであります。みかもクリーンセンターは、平成19年に完成し、その後3年の保証期間が終了して、平成22年4月より新たな保守契約を結びながら運転する状態になっているのは、皆さんご承知しているところであります。そして、平成22年の一般会計の衛生費に、みかもクリーンセンターごみ包括管理委託事業の約8億6,800万円が計上されております。

このような状況ですが、私たちの新政佐野会派メンバーは、焼却炉の管理状況の把握のため、みかもクリーンセンターと同じ焼却方式である流動床ガス化溶融炉の維持管理をしている2つの市の視察研修に行きまわりました。問題点に向かいながら、努力して管理していることを検証することができました。この研修のほかに、私個人としても他の市の維持管理状況の調査に行きました。佐野市と同じ流動床ガス化溶融炉の維持管理をしているところであります。メールを使って、契約したときの考え方や予算等をお聞きしたところ、親切に返事をいただきました。感謝をしております。以上の視察、調査結果を述べさせていただいた後、質問を行いたいと思っております。

まず最初に、私たちの新政佐野会派メンバーの視察研修の結果です。視察は、2月4日と5日に行きました。目的は、佐野市と同じ流動床ガス化溶融炉を稼働している、先行市である中津川市と桜井市がどのような考えをもってガス化溶融炉を運転管理しているかを視察、

調査し、平成 22 年で 3 年間の運転保証期間が切れる佐野市のガス化溶融炉をどのような形で運転管理することがベストであり、安価で安全に稼働できるかを研修することになりました。

まず最初に、中津川市の状況を報告いたします。運転当初の平成 16 年に、いろいろな問題点が発生したとのことです。運転するときの燃料等の使用量が計画より大幅に多く、灯油が 2.6 倍、重金属使用量が 15 倍も必要になった。また、窒素酸化物 NOX、一酸化炭素 CO の 1 時間平均値が管理値を超えた場合が発生した。そのほか溶融炉の出口の部分でスラブが固まって付着、成長し、炉が停止する等の問題点が発生したとのことです。これらの問題点解決のため、100 条委員会が設けられるとともに、外部の性能等評価検討委員会もつくられ、性能を満たすトラブルの対策等の究明がなされ、対策も打たれたとのことです。これらの対策状況は、市民に広くネットで公表したとのことです。中津川市のホームページに詳しく記載されておりました。

次に、運転管理、保守管理業務を随意的単年度契約している理由をお聞きしました。理由は、プラントメーカーによる継続した運転は、施設の安全、安定、安価稼働と性能保証という観点から、性能上、設計上の瑕疵か、運転上、整備上の瑕疵かの判定の必要がなく、そのすべての責任と改善をプラントメーカーに負わせ、瑕疵期間の終了後となる 3 年以降であっても、性能上、設計上の瑕疵についてはプラントメーカーの責任、負担において施設を改善させることができると考えているためとのことでありました。また、保証期間、平成 16 年度、平成 17 年度の平均事業費は、直営職員人数 13 人分の約 1 億円を加えてみますと約 3 億 1,000 万円であり、2 年の保証期間後は修繕費等がふえたため、平均事業費は約 5 億 6,000 万円に増加しているとのことです。

次に、桜井市の状況を報告いたします。桜井市は、5 年の保証期間の運転整備契約として、プラントの製作メーカーと 14 年 8 カ月の長期随意契約をしております。この目的とするところは、次の 5 つの点にあると熱く説明してくれました。1 点目、施設の安定、安全稼働が確実に達成されること。2 点目、本施設のさまざまなノウハウを熟知していること。3 点目、高度な技術の対応が可能であること、改善も可

能である。4点目、故障時の責任の所在が簡潔、明確であり、円滑に対応できること。5点目、財政支出の大きな山の変化をなくし、予算組みがしやすくなること。

次に、契約の費用に対する低減のための経過の話をしていただきました。当初、年間約9億9,000万円の見積もりを約8億7,000万円に詰めたとのこと、費用を外部の委員会で評価検討していただいた結果、約8億1,000万円の見積もり金額だったこと、その後の市長室長でのトップ交渉で約10%減の7億4,000万円に制限できたこと、さらに一般経費を低減するため、電気、水の支払い方法を変更するなどを行い、6億5,800万円に低減して長期契約を結んでいる。ただし、この長期契約の中には大規模改修は含まれていないとのことであり、約25%くらい見ておく必要があるとのことでした。ちなみに、5年間の保証期間内における平均事業費は5億8,700万円でありました。そのほか各種焼却炉において、他の市ではどのような長期委託をしているか調査研究を進め、焼却炉の長期委託を行ったとのことでありました。そして、長期契約に至る約1年半の工程表では、契約先との打ち合わせごとに議員への説明も行われ、契約が進められてきたとのことであります。桜井市においては、関係内容をよく調査研究するとともに、契約の金額を下げる努力を一生懸命している様子を聞くことができ、非常に参考になりました。

次に、私個人として流動床ガス化溶融炉の維持管理状況を調査した6市の結果を申し上げます。焼却炉の処理能力は、佐野市の1日当たり128トンの対しまして、関市、美濃市の1日当たり168トン、酒田市の1日当たり195トン、石巻市の1日当たり230トン、高松市の1日当たり300トン、豊田市の1日当たり405トン、川口市の1日当たり420トンと、佐野市より大きな炉であります。これらの焼却炉の契約は、すべて随意契約となっておりました。契約期間は、1市を除きすべて単年契約となっておりました。そして、維持管理費は約6億1,000万円、約4億円、約7億2,000万円、約6億6,000万円、約8億1,000万円、約16億4,000万円となっておりました。約16億4,000万円必要となったのは、5年の保証期間中では約9億円となっており、特別な修理が発生したものと思われます。また、額については詳細な契約内容が不明なこともあり、参考額だと思っております。しかし、以上のような研修調査等から見て、佐野市の契約に当たっては、他市と比

較検討してみることが大切であると強く感じた次第であります。

そこで、質問ですが、契約金については、今までほかと比較検討した結果などありましたら、お伺いしたいと思います。

それから、佐野市の焼却炉の管理委託事業費約8億6,800万円は、どのような金額を示しているのか、見解をお聞きいたします。

次に、3つ目の脳梗塞有効薬の使用件数から見た医療体制についてであります。脳梗塞の緊急医療で最も有効な薬、アルテプラゼの65歳以上の使用件数について、都道府県別によって最大4倍の差があることが日本脳卒中学会の研究グループの調査でわかり、脳卒中の緊急医療体制の地域格差が浮かび上がった。そして、最も有効な薬剤の使用件数が、岩手県に次いで栃木県が全国で2番目に低く、65歳以上人口10万人当たり34.3人、最も使用件数の高い香川県では103.6人という1月25日の読売新聞記事がありました。全国で、脳卒中の死亡率が4位と高い栃木県に住んでいる一人として、これには衝撃を受けた次第であります。

この新薬は、2005年から適用が認可され、発病から3時間以内に、医師がCT検査など正確な診断を行った上で使うことが条件とされております。したがって、救急隊はこうした体制のある病院に患者を迅速に搬送する必要があります。そして、診断、治療できる脳外科医や神経内科医が治療する必要があります。このことから、新薬のアルテプラゼの使用件数は、救急隊による患者搬送時間と医療方法が密接に関係し、脳卒中の緊急医療の水準を示す一つの指標であり、地域差があってはならないということが書いてありました。

新しい薬剤が多く使われていない原因を調べてみることにしました。そこで、救急隊の患者搬送時間とアルテプラゼの使用件数との関係を調べてみました。その結果は、このような図でありまして、患者搬送時間と薬剤との使用関係、その関係をちょっとグラフにつくってみましたのですけれども、これが患者を輸送する時間です。ちょっと見えないかもしれませんが、この点が全国の点なのですけれども、約24分から34分ぐらいで、大体電話してから病院まで行くのに時間かかっているのです。それで、1点だけ、東京は何か知らないけれども、

東京だけは31分ぐらいかかっているのです。東京は、いろいろ病院があったり、いいと思うのですけれども、結構時間的に搬送時間がかかっているのです。それで、実際アルテプラゼという薬を使う人数なのですけれども、ここが栃木県の、ちょっとこの小さいほうなのですけれども、これ同じ時間でも、結構点が物すごくばらついているのです、上に。これ2倍以上ばらつくのです。これ何でかという、やはりこれは余りこの……使っているのが、同じ時間で運ばれてもばらつくということは、これはその医療というか、使われる医師側に大きな差があるのではないかなというふうに思っております。そのように実は感じたわけです。それを見ながら、脳梗塞の緊急医療体制の向上となる、脳外科医や神経内科医が佐野市には少ないように、実はちょっと思っているわけです。2次救急に当たっているのは、佐野厚生総合病院しかありません。脳卒中などの特に症状の重い患者さんを治療する3次救急病院も佐野市にはなく、佐野市民は脳卒中のような緊急医療は受けられない状態にあるように見受けられます。

そこで、質問なのですけれども、佐野市市民病院の脳疾患患者への対応とか救急病院としての充実について、どのように考えているかというのをお聞きしたいと思います。

以上、よろしくお願いたします。

○副議長（蓼沼一弘） 当局の答弁を求めます。
まず、行政経営部長。

○行政経営部長（山野井 進） 小暮博志議員の一般質問にお答えいたします。

佐野市の窓口サービス時間を毎日午後7時まで行われぬ理由を、そしてそのようなことで、人事院で指摘しているように行政サービスの維持を実現できるのかというご質問ですが、窓口業務の一部取り扱いにつきましては、これまで毎週金曜日に午後7時まで延長して行ってまいりましたが、4月からは毎週水曜日にも同様に午後7時まで延長して行うことといたしました。

ご指摘のとおり宇都宮市、足利市、小山市、栃木市では、月曜日から金曜日まで窓口延長を行っておりますが、これらの市で行われてい

る窓口延長の取り扱い業務は、本市に比べましてその種類や内容において、かなり縮小したものになっております。本市の窓口延長は、11の課で通常の開庁時間における窓口業務と同程度の業務を取り扱い、延長時間を時間外勤務によらず、担当課職員の時差出勤により最少の経費で実施しております。

また、本市が同じように窓口延長を週5日実施する場合には、これらの市と同様に取り扱い業務の種類や内容を再検討する必要があります。他市と比べ幅広い業務を提供する特徴を持つ本市の窓口延長は、当面取り扱い業務を縮小することなく週2日実施することによって、さらに便利にご利用いただけるものと考え、現行規模での実施日の拡大を決めたところでございます。

次に、勤務時間の短縮に当たり、人事院が指摘したこれまでの行政サービスを維持し、かつ行政コストの増加を招かないことを基本とし、公務能率の一層の向上に努める必要がある旨の実現につきましては、公務能率の一層の向上はもとより、当面は勤務時間の短縮時間に見合う窓口延長の拡大により、行政サービスを維持できるものと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（蓼沼一弘） 次に、市民生活部長。

○市民生活部長（丸山精一） 一般質問にお答えいたします。

今までに、みかもクリーンセンターの維持管理費について他市と比較検討した結果があるのかにつきましては、全国31施設の「全国の流動床式ガス化溶融炉の運営状況調査結果」と、本市と同じプラントメーカーが建設しました奈良県桜井市のごみ処理施設における包括運営委託管理事業費を比較検討したものがございます。

なお、委託事業費につきましては、ごみの処理量、ごみの発熱量、排ガス等の規制値、委託する業務の範囲などの相違により、単純に比較することが難しいところもございます。現在のところは、比較検討した結果が少ない状況でございますが、今後の検討に向けまして資料を整えてまいりたいと考えております。

次に、焼却炉の管理委託事業費約8億6,800万円はどのような金額なのかにつきましては、現予算を1月中旬までに確定しなければなりませんでしたので、17年間の1年目の額に、物価変動等の修正を行いました包括運営管理委託費8億3,098万2,000円と引き継ぎに係る教育費3,675万円を加えて積算したものでございます。

なお、現在協議をしておりますが、契約までの期間には、保証期間の実績を考慮し、用役費を見直すとともに人件費を圧縮するなどしてまいりまして、契約額は予算を下回るものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（蓼沼一弘） 次に、健康医長部長。

○健康医療部長（藤掛正男） 一般質問にお答えいたします。

市民病院における脳梗塞患者への対応や、救急病院としての充実についてでございますけれども、市民病院には脳外科の常勤医師はおりません。このため、非常勤医師で対応しております。また、救急対応として、当直医師に脳外科医師が当たるとは限りませんので、市民病院の対応の基本としては、脳梗塞と判断される患者さんにつきましては受け付けを行わず、他の病院にお願いしているのが現状でございます。

また、脳梗塞症状における早期有効薬としてのアルテプラゼは、院内薬事委員会では承認しているものの、注射薬であり、専門医師以外での処方難しいことから、在庫はございません。

救急病院としての今後の考え方ではありますが、脳外科医等の専門医が複数確保され、受け入れ態勢を整えての対応としたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（蓼沼一弘） 以上で当局の答弁は終わりました。

7番、小暮博志議員。

○7番（小暮博志） 2つの再質問をお願いいたします。

1件目は、市の窓口サービス時間の変更についてでありますけれども、市民へのサービスというのは、窓口サービス時間だけではないというふうに思っていますけれども、今後ともいろいろな面で市民へのサービス向上をしていただきたいと思いますので、当局として、今後はどのようなことを考えていますかというようなことをお聞きしたいと思います。

それから、2件目なのですが、焼却炉の維持管理費についてありますけれども、桜井市とある程度同じような条件というようなことを考えて、契約するときのお金を見てみた場合、佐野市の管理費は桜井市よりも安くなっているのかと、どうなのかなということで、そこら辺の見解がありましたらお聞きしたいと思います。

以上、よろしくをお願いいたします。

○副議長（蓼沼一弘） 当局の答弁を求めます。

まず、行政経営部長。

○行政経営部長（山野井 進） 再質問にお答え申し上げます。

市民サービスは窓口サービスの時間だけではないと思うと、今後市民サービス向上としてどのように考えているかのご質問でございますが、市民生活を支える公的なサービスに対する市民のニーズはますます多様化、また変化してきております。現在ご承知のとおり、住民票や印鑑登録証明の自動交付機を設置いたしまして、これ本庁舎ですけれども、土曜日、日曜日、祝日にも運用しております。ホームページから、各種申請書等のダウンロードや公共施設の予約受け付けを行うなど、市民サービスの向上に努めているところでございます。今後も市民のニーズを的確に把握しながら、公平で公正な満足度の高いサービスを提供できるよう努力してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（蓼沼一弘） 次に、市民生活部長。

○市民生活部長（丸山精一） 再質問にお答えいたします。

桜井市と比較して本市の管理委託事業費をどのように考えているのかにつきましては、先ほども申しあげましたように、ごみの処理量やごみの発熱量などにより異なってまいります。本市と桜井市を幾つかの項目で比較してみますが、まず年間の計画ごみ処理量は、本市の2万8,000トンに対して桜井市が2万トンと、本市のほうが8,000トン多くなっており、この場合本市のほうが助燃用灯油や排ガスを処理するための薬剤に係る費用が多くかかることとなります。また、ごみの平均発熱量は、本市の1,800キロカロリーパーキログラムに対して桜井市が2,200キロカロリーパーキログラムと、本市のほうが400キロカロリーパーキログラム低くなっており、この場合本市のほうが助燃用灯油に係る費用が多くかかることとなります。さらに、ダイオキシン類の施設管理値は、本市の0.05ナノグラム以下に対して桜井市が0.1ナノグラム以下と、本市のほうが施設管理値が2倍ほど厳しくなっており、この場合本市のほうが排ガスを処理するための薬剤に係る費用が多くかかることとなります。

このように、幾つかの項目で差がありますが、費用として算出することが難しい状況でございます。しかし、現在予算に計上されております本市の委託管理事業費は、決して安い金額ではないと認識しておりますので、契約までには少しでも圧縮できるように努力してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。